

分散登校に関連する QA

Q1	今回の通知でこれまでと何が大きく変わりますか
A1	<p>①学校臨時休業中は、児童の居場所確保の意味で「可能な限り長時間開所」をお願いしていました。6月以降は分散登校が始まることもあり、必ずしも長時間開所をお願いするものではありません。</p> <p>サービス提供時間については、利用児童の状況等をみながらご検討ください。なお、引き続きサービス提供時間を通常より延長して実施された場合には、「神戸市運営費補助金」の対象となります（分散登校終了時まで）。</p> <p>②利用者へのサービス「利用の自粛」についても緩和しました。事業所におかれましては、感染対策に十分気を付けていただき、児童の受け入れをお願いいたします。</p>
Q2	すべての利用者に対して利用先2か所から1か所に限る依頼をお願いしないといけませんか。
A2	感染拡大防止の観点から利用先を1か所にさせていただき呼びかけは引き続きお願いいたします。しかしながら、支援の必要性から複数利用がやむをえない利用者もおられますので、利用者一人一人の状況に応じた対応をお願いいたします。
Q3	電話等による支援は継続できないのでしょうか
A3	分散登校の終了（6月26日予定）までは、電話等による支援を代替サービスとして報酬請求を可とします。電話による支援については、既にお知らせしているQA（神戸市ホームページ掲載）を改めてご確認ください（単なる欠席連絡は対象とはなっておりません）。
Q4	6月15日以降、事業所で特別支援学校以外の学校の児童しか受け入れていませんが、単価は休業日単価でよいのでしょうか。
A4	受け入れている児童に関わらず、平日でも単価を休業日単価にしてください。
Q5	児童が分散登校により、午後のみ授業があり、保護者が午前も預かってほしいと希望した場合、「自宅→事業所→学校→事業所→自宅」の4回送迎をすると、送迎加算は4回とれますか。
A5	事前に保護者と取り決めをしていれば、今回の分散登校の期間内に限り可能。ただし、取り決めたときのやりとりなどは記録に残してください。